

不動産鑑定業者の変更の登録

[手続対象者]

滋賀県知事登録の不動産鑑定業者で登録事項(名称または商号、役員、事務所の所在地・名称、専任の不動産鑑定士など)に変更があった方

[根拠規定]

不動産の鑑定評価に関する法律第 27 条

[提出時期]

変更があったとき遅滞なく

[手数料]

なし

[提出書類]

変更事項に応じて、下記のとおり

※下線の書類は、所定の様式によるものです。

【法人の代表者、役員の変更】

- ①変更登録申請書
- ②法第 25 条各号に該当しないことを誓約する書面
 - (1) 登記事項証明書就任のみの場合
現在事項一部証明書(役員に関する事項のみで可)
 - (2) 退任を含む場合
履歴事項一部証明書(役員に関する事項のみで可)
- ③登録申請者(役員)の略歴書

【専任の不動産鑑定士の変更】

- ①変更登録申請書
- ②法第 35 条第 1 項に規定する要件を備えていることを証する書面
(専任の不動産鑑定士の辞令等)
(登録申請者(法人の代表者)が専任の鑑定士である場合は不要)
- ③事務所ごとの専任の不動産鑑定士の略歴書

【事務所の新設】

- ①変更登録申請書
- ②法第 35 条第 1 項に規定する要件を備えていることを証する書面
(専任の不動産鑑定士の辞令等)
- ③事務所ごとの専任の不動産鑑定士の略歴書

【法人の名称または商号の変更】

- ①変更登録申請書
- ②登記事項証明書
(現在事項一部証明書: 商号または名称の部分のみで可)

[提出部数]

1 部

[提出先]

〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県総合企画部県民活動生活課 土地対策係

【本件に関するお問い合わせ先】

滋賀県総合企画部県民活動生活課 土地対策係
(大津市京町四丁目 1 番 1 号 滋賀県庁本館3階)

TEL 077-528-3417

FAX 077-528-4840

E-mail tochitai@pref.shiga.lg.jp